

2025年10月14日

味の素(株)、中国および日本でグルタミン酸ナトリウム製品の 製造方法に関する特許権侵害訴訟を提起

味の素株式会社(社長：中村茂雄 本社：東京都中央区)は、グルタミン酸ナトリウム製品を製造・販売する中国の梅花集団(梅花生物科技集团股份有限公司、CEO：王愛軍 本社：中国 河北省廊坊市 経済技術開発区)およびその傘下企業3社の4社(以下梅花グループ)、また、梅花グループのグルタミン酸ナトリウム製品を日本に輸入し、販売する株式会社FDJ(代表者：大和敏彦、本社：東京都豊島区、以下FDJ社)に対し、その製造方法に関する特許侵害訴訟を、中国の広東省高級人民法院および東京地裁に2025年10月9日(現地時間)に提起しました。

梅花グループは、傘下中国法人でグルタミン酸ナトリウム製品を製造し、各国で販売していますが、その製造方法が当社の特許権を侵害しているとの見解に至り、このたび当社は梅花グループに対し侵害製品の製造・販売差止めと、過去に販売した侵害製品に関する損害賠償を、また梅花グループのグルタミン酸ナトリウム製品を日本に輸入し、販売するFDJ社に対し侵害製品の輸入・販売差止めと、過去に販売した侵害製品に関する損害賠償を裁判で求めることとしました。

味の素グループは、うま味調味料「味の素®」の主成分であるグルタミン酸ナトリウム製造のグローバル・リーディング・カンパニーとして、より資源利用効率の高いグルタミン酸ナトリウム製造技術の創出に向け、研究開発に集中的な投資を行っています。知的財産権の侵害はこのような研究開発の努力を阻害するものであり、引続きその権利を守るため正当な法的保護を求めていく考えです。

味の素グループは、100年以上にわたるアミノ酸研究で培った知見と技術を活かし、アミノサイエンス®で、人・社会・地球のWell-beingに貢献できるよう、研究を継続していきます。

味の素株式会社・味の素グループの詳細は[味の素株式会社 ～Eat Well, Live Well.～](#)

本件に関する報道関係者からのお問い合わせ先：[Pr_media](#)